

第 28 号議案

八王子市児童遊園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童遊園条例の一部を改正する条例

八王子市児童遊園条例（昭和 46 年八王子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
八王子市立仲田橋児 童遊園	同 中野上町三 丁目 25 番	八王子市立仲田橋児 童遊園	同 中野上町三 丁目 25 番
(略)	(略)	八王子市立上中野児 童遊園	同 中野上町四 丁目 30 番
(略)	(略)	(略)	(略)
八王子市立下恩方児 童遊園	同 下恩方町 2 209 番地	八王子市立下恩方児 童遊園	同 下恩方町 2 209 番地
(略)	(略)	八王子市立恩方宮の 下児童遊園	同 上恩方町 2 015 番地 1
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

